

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00047 沿革 (略) <u>平成29年11月17日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00047 沿革 (略)</p>	
<p>第1条～第2条 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p>	
<p>(保険契約の締結等)</p> <p>第3条 日本貿易保険は、保険契約の締結、保険金支払限度額の増額又は仕向国の追加を、申込みのあった月の翌月（保険契約の締結の日の属する月の1日から3月を経過する以前に保険金支払限度額の増額に係る申し込みがあった場合には、3月を経過した月）の1日に行う。ただし、1日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に該当するときは直後の日本貿易保険の営業日に行う。</p> <p>2 保険金支払限度額は、約款第2条に規定する保険関係成立期間中であって、保険契約の締結の日の属する月の1日から3月を経過した以降1回に限り増額することができる。ただし、次条第2項本文に定める方法による保険料の分割納付をする場合は、二回目に納付すべき保険料を納付した後でなければ保険金支払限度額を増額することはできない。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(保険契約の締結等)</p> <p>第3条 日本貿易保険は、保険契約の締結、保険金支払限度額の増額又は仕向国の追加を、申込みのあった月の翌月（保険契約の締結の日の属する月の1日から3月を経過する以前に保険金支払限度額の増額に係る申し込みがあった場合には、3月を経過した月）の1日に行う。ただし、1日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に該当するときは直後の日本貿易保険の営業日に行う。</p> <p>2 保険金支払限度額は、約款第2条に規定する保険関係成立期間中であって、保険契約の締結の日の属する月の1日から3月を経過した以降1回に限り増額することができる。ただし、次条第3項本文に定める方法による保険料の分割納付をする場合は、二回目に納付すべき保険料を納付した後でなければ保険金支払限度額を増額することはできない。</p> <p>3～6 (略)</p>	
<p>(保険料)</p> <p>第4条 保険契約者は、<u>限度額設定型貿易保険の保険料を、保険契約の締結時又は保険金支払限度額の増額時に一括して納付するものとする。</u>ただし、保険料の額がそれぞれ3,000円に満たないときは、保険契約者が納付すべき保険料はそれぞれ3,000円とする。</p> <p>2 保険契約者は、日本貿易保険が認めた場合、<u>限度額設定型貿易保険の</u></p>	<p>(保険料)</p> <p>第4条 <u>保険契約を締結又は保険金支払限度額を増額した場合の保険契約者が納付すべき保険料の額は、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070）に基づき算出された額とする。</u></p> <p>2 保険契約者は、<u>前項の保険料を、保険契約の締結時又は保険金支払限度額の増額時に一括して納付するものとする。</u>ただし、保険料の額がそれぞれ3,000円に満たないときは、保険契約者が納付すべき保険料はそれぞれ3,000円とする。</p> <p>3 保険契約者は、日本貿易保険が認めた場合、<u>第1項の保険料の額の100</u></p>	

新	旧	備考
<p>保険料の額の100分の50を保険契約締結日の6月後の応当日又は日本貿易保険が特に認めた場合にあっては保険契約の締結時に、100分の50を日本貿易保険の指定した日（保険契約締結日の6月後の応当日より前の日に限る。）に納付することができる。ただし、保険金支払限度額を増額した場合に納付すべき保険料については、この限りではない。</p> <p><u>3 約款第22条第7項に規定する保険料返還の時期は、保険関係の成立した輸出契約等の決済期限のうち最も遅いものから45日を経過した日以降とする。ただし、日本貿易保険が認める場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>4 日本貿易保険が第2項による保険料の分割納付を認めた場合であって、二回目に納付すべき保険料の支払日の到来する前に、約款第22条第7項に規定する保険料返還の申請を行うとき又は同条第9項に規定する約款第11条の2の解除を行うときは、二回目の保険料の支払日にかかわらず当該保険料の全額を納付した後でなければ約款第22条第7項及び第9項に規定する保険料の返還を受けることができない。</u></p> <p>5 日本貿易保険が第2項による保険料の分割納付を認めたときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。 「1. ～2. (略) 」</p>	<p>分の50を保険契約締結日の6月後の応当日又は日本貿易保険が特に認めた場合にあっては保険契約の締結時に、100分の50を日本貿易保険の指定した日（保険契約締結日の6月後の応当日より前の日に限る。）に納付することができる。ただし、保険金支払限度額を増額した場合に納付すべき保険料については、この限りではない。</p> <p><u>4 約款第22条第7項に規定する保険料返還の時期は、保険関係の成立した輸出契約等の決済期限のうち最も遅いものから45日を経過した日以降とする。ただし、日本貿易保険が認める場合は、この限りではない。</u></p> <p>5 日本貿易保険が第3項による保険料の分割納付を認めたときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。 「1. ～2. (略) 」</p>	
<p>第5条～第17条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成29年12月18日から実施する。</u></p>	<p>第5条～第17条 (略)</p>	